

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	さっぽろアートステージ2020運営業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	さっぽろアートステージ実行委員会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>さっぽろアートステージ実行委員会は、民間事業者を中心に、事業の実施主体となり得る法人・団体で組織された実行委員会である。</p> <p>本実行委員会について、舞台芸術部門は、市内で劇場を運営する法人・団体で組織された「札幌劇場連絡会」、音楽部門は、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、学生音楽部門は、本市教育委員会の協力を得ながら、「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」が担当し、美術部門は、市内の多くの芸術家と繋がりを持ち、アートイベントをプロデュースする「CAI現代芸術研究所」、各会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ」の各法人・団体によって組織されている。</p> <p>当該業務は、本市が11月を文化芸術月間と位置づけ、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するもので、複数のジャンルを統一テーマのもとプランニングし、効果的に事業を実施する必要がある。</p> <p>したがって、本業務の実施に当たっては、各部門（分野）を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、トータルで運営の管理を行うことで、各事業の連携効果を生み出す必要があるが、各部門（分野）において十分な知識を有し、緊密な連携のもと、総合的・効果的に遂行できる者は、当該実行委員会の他にはない。</p> <p>このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「さっぽろアートステージ実行委員会」を相手方として特定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年8月24日